

民権連通信

民主主義と人権を守る府民連合（民権連）

〒556-0024 大阪市浪速区塩草 2-2-31

TEL (06) 6568-2031 fax (06)6568-2047

第8回全国人権連大会開かれる（大分県別府市）



6月23～24日、大分県別府市で全国地域人権運動総連合（全国人権連）の第8回定期大会が開かれました。奥山峰夫部落問題研究所理事、日本共産党の田村貴昭衆院議員、堤栄三大分県議が来賓あいさつ。田村氏は「人権連運動は国民の権利を踏みにじる悪政を進める安倍政権への対抗軸となっている」と激励しました。大会は、2018～19年度の運動方針、予算、新役員、特別決議を採択して終わりました。2日間

にわたる代議員討論では、大分、岡山、福岡、熊本、群馬、愛知、島根、大阪、埼玉、三重、山口、神奈川の代議員から積極的な意見表明が行われました。大会開催に先立って22日午後、全国人権連代表は大分県、大分市を訪問し、「部落問題解決の到達を無視し解消を阻害する『部落差別解消の推進に関する法』については、附帯決議を遵守徹底し、『部落差別・問題の固定化・永久化』にならない人権行政を求める申し入れ」を行い、担当課との懇談・意見交換を行いました。

<大阪からの発言>

大阪では、中学校高校の教科書の部落問題記述をずっと問題にしてきました。教科書会社の大阪支社などを訪問し、要請もしてきました。

3年前には、大阪府教育委員会から「今、被差別部落なんてないよと言いかたになると思います」という回答を引き出しました。

今年の交渉ではさらにつっこんで、今お配りした教科書についての資料を府教委に示し、「封建的身分制のもとでいやしい身分とされ、職業・住居・結婚などあらゆる生活面で差別的取り扱いを受けてきた人々が、いまもなお同じような差別を受け続けているという問題である」というのは事実か、教科書に差別語を書いているのか、是正へ努力せよと問いました。

府教委は、文科省が検定合格としたものに教育委員会としてあれこれ言えないとの態度に終始し、私たちは不誠実な回答を繰り返すだけでは交渉にならないと、交渉をやめ、教育長に見解を求めると教育長室につめかけました。



何日もの行動のあと、教育委員会として問題ありとは言えないが、民権連からこういう声があるということは教科書会社に伝えることができるということになり、職員を東京と広島教科書会社本社に派遣し、私どもの要求、民権連通信や、文科省にも是正を求めていることを報道している「地域と人権」などを資料として、

ほぼ正確に私たちの意見を教科書会社に伝えてくれたようです。

大阪府教育委員会が、民権連の声を教科書会社に伝える、このような大きな変化が生まれています。何がこのような変化をもたらしたのでしょうか。

大阪では、2002年の法終了後、国民融合をさらにすすめるために、地域を分け隔てる垣根を一つひとつとりはらうこと、それが今の時点の我々の課題だと運動をすすめてきました。

国民融合路線に導かれ、事実と道理にもとづいて運動をすすめることは当然ですが、それと同時に、決定的だったことは、民権連委員長をはじめ役員、会員のそれぞれが、21世紀に部落問題を持ち越さないという目標をかかげてたかかってきたこと、窓口一本化で排除され、解同から包囲・攻撃されても、国民融合の正しさに確信をもち、この運動に後継者はいない、子や孫には引き継がない、私たちの時代で決着をつけるという気迫と、本気を示す行動をしてきたことです。

何度も役所に足を運び、対応する職員一人一人に部落問題の解決とは何か、その展望は何か、解同と我々はどこが違うのか、事実と道理にもとづいて対話を重ね、理解を促す、その気迫、本気度を示す行動、それこそが、対応する行政職員の、市民の役に立つ仕事をしたいという心と響き合い、民権連とともに我々も努力しようという一歩を促したに違いありません。

教科書についていえば、教科書の執筆経験者の話によれば、これまで文科省は教科書の部落問題記述について、只の一度も検定意見をつけたことはなかったということです。文科省は、部落問題については手を汚さず、すべて教科書会社に責任を負わせるという態度のようです。教科書会社に対しては解放教育の教育研究団体が、「問い合わせ」という形で、事細かに注文をつけてきたようです。

従って教科書会社に足を運んで対話を重ねることがたいへん重要なことです。

学習指導要領が改訂された今が、チャンスです。

広島にある会社にも足を運ぶ必要があります。

教科書会社への要請書案もつくってきました。よければお使いください。

先日の民権連の大会では「部落差別の解消の推進に関する法律と附帯決議を活かし、部落問題の最終的解決を展望したとりくみを進める」ことを決めました。

この法律は、すでになくなっていく部落差別を固定化することはできません。この法律と附帯決議は、これまでの取り組みを無視し逆行させるものではなく、むしろ、地対協 1986 年意見具申を国会決議に高めたもので、これまでの取り組みの積み重ねの上に立ったものです。

『民権連通信』の大会特集をお配りしていますが、大会によせられた共産党国会事務所メッセージと大阪教職員組合のメッセージが、私たちに励ましてくれています。

この法律と附帯決議に照らして、これまでの教科書記述や教材が新たな差別を持ち込むものとなっていないか総点検すべきだという私たちの主張が教育委員会を動かしています。

21 世紀に部落差別を持ち越さないという目標でした。少しずつこみましたが、私たちの世代で、この問題は解決する、まだ問題が残るとしても、それは行政や運動体がとりくむまでもなく、国民自身の力で、国民同士の対話の中で解決できる、それが国民的課題ということの今日的意味であることを確信し、大阪では、もういつ終わっても良いところまで来た、そういう明るい展望をもっています。お互いの体をいたわりながら、最後の取り組みをすすめましょう。 (柏木 功)

<教科書会社への要請書(案)>

中学校・高校社会科教科書の「部落問題記述」是正について(要請)

子どもたちの教育のため、日頃のご尽力に敬意を申し上げます。

今日、部落問題は、広範な国民の理解、行政や地域関係者の努力により、大きく改善されています。部落問題解決をめざす特別法の終了から 16 年、法終了に伴い地域は大きく変化し、毎日の暮らしの中に、封建的身分制度に由来する分け隔てはまったくありません。

私たちは義務教育や高校教育段階において部落問題を現代の課題として教える必要はなく、逆に教えることによって誤解や偏見を育むと懸念しています。

国会でも参議院法務委員会では「教育により新たな差別を生むことのないように」との趣旨の附帯決議が採択されています。

現行の社会科教科書の中には、部落問題解決の到達点をふまえておらず、子どもたちに誤った認識を提供しているものが見受けられます。

さしあたり私たちは以下の点の改善を要望するものです。

記

1、環境改善だけでなく、今日では何のわだかまりもなく市民の交流がすすんでいる明るい事実をふまえてください。否定的なことを大きく扱うことは事実と反するだけでなく、子どもたちに希望でなく不安や困惑をもたらすものとなります。

教育では明るい希望を示してください。

2、「同和地区」「被差別部落」などが現在も存在するとの誤解が生じないようにしてください。固有名詞以外に「同和」や「部落」という言葉を使わないでください。

- 3、特別対策の終了を記述していない教科書は是正してください。
- 4、特定の運動団体の名前をあげている教科書は是正してください。
- 5、教科書に差別語を書かないでください。 (以上)

分野別「市民とともに八尾市政を考える交流集会」

一八尾市の「人権・同和行政」を考える一開催される

6月13日、市民とともに住みよい八尾をつくる会主催で上記「交流集会」が開かれました。テーマⅠ『『同和特別法』終了後16年一部落問題の最終解決に向けた大阪の取り組みの到達点』（谷口正暁 民権連委員長）、テーマⅡ「八尾市の『人権・同和行政』の問題点」（大関七郎 八尾市同和終結市民会議事務局長）の二つの報告が行われ、これを受けて参加者からの意見交流が行われました。谷口委員長は、①「部落差別解消推進法」をめぐる法務省、文科省交渉の内容にふれて法文・附帯決議の持つ意味を解明しました。②大阪府・大阪市のデータを紹介して「同和」の実態がないこと、市民の意識からも消えている状況を報告。③その上に立って、今日の「部落問題についてのあたりまえの認識を」として大阪府及び府教委交渉の到達を紹介、④民権連第15回大会では、大阪における部落問題は最終的解決の段階に到達し、子や孫の世代に背負わせないとした決意とたたかいが現実のものとなっている、運動の到達点を紹介しました。⑥最後に、八尾市での課題は「行政の主体性と責任の確立」「市政の民主化にある」と指摘、「同和問題の時代は終わり」すべての市民を幸せにする市政の転換が必要であると述べました。続いて大関七郎事務局長から、5月31日に行った対市懇談の内容を報告。①八尾市の行政が「憲法で規定されている基本的人権が真にすべての市民に尊重する」ものではなく、解同・人権協会などを優遇する偏ったものになっていること、②「差別事象等発生時の対応について」（対応マニュアル）には「差別の対象とされる『同和地区』は、今なお存在している」という内容になっている、③相談体制を充実するとして今年度「福祉生活相談支援事業」が創設されたこと等を紹介し、こうした八尾市の姿勢は部落差別解消を遅らせる何ものでもないと言いました。

東 延さん 6月11日死去 78歳。

元民主主義と人権を守る府民連合執行委員長 元全国人権連副議長

東 延元委員長を偲び、2010年10月23日に行われた『慰労会』での東さんのあいさつを紹介します。

<お礼の言葉 東 延>

～本日は、大変お忙しいなか、私の慰労会にご出席賜りまして誠にありがとうございます。私は、6月6日の第7回定期大会で、委員長を辞めさせて頂きました。それは体調を悪くして、委員長を続けることが出来なくなったからです。

この間の運動、活動を振り返りますと、ビデオでも観て頂きましたように、色々困難だったことが思い出されます。

その中でも、私にとって一番つらかったのは、娘たちが栄小学校に入学してまもなく、「子ども会」指導員に指導された子どもたちによって家を包囲され、シュプレヒコールで攻撃されたことです。このことによって、娘が夜尿症をおこし4ヶ月間も、学校へ行けなくなりました。しかし、娘たちは矢田事件の先生方に支援して頂きまして、頑張ることが出来ました。

もう一つは、私が解同一部幹部によって南海高野線の線路上に仰向けに寝かされて引きずられたとき、それを見た2人の妹が体をはって助けてくれたことです。

こうした困難な闘いを乗り越えてこられたのは、みなさま方の支えがなければ私のいまは、なかったと思います。これからは体調をみながら、頑張っていきたいと思っております。本日は本当にありがとうございました。～



（「慰労会」記念写真）

<たたかひの決意を新たに>

「慰労会」は、大阪における部落問題の解決をめざし、正常化連、全解連、民権連運動の先頭に立ち、今年6月6日の第7回大会で退任された東 延さんの労をねぎらうとともに、今後のご活躍を期待してとりくまれました。

東 延さんの足跡をたどるDVD映写、石田清美実行委員長あいさつにつづき、全国人権連常任幹事の橋本忠巳氏、弁護士の石川元也氏、日本共産党府会議員団幹事長の阿部誠行氏の3氏からごあいさつをいただきました。乾杯音頭のあと、泉佐野市の西口健、澄江夫妻の「南京玉すだれ」の実演と出席者からのスピーチを頂き大いに盛り上がりました。谷口正暁委員長が、参加者へのお礼をのべるとともに、民権連運動の到達点について4つの時期に分けて紹介、今後の課題として「人権の名で『同和特権』や『解同一部幹部』を包み込み、延命を助ける動きが残されていますが、歴史のはぐるまを前進させ、部落問題の完全解決を達成する力は今後のわたしたちのたたかひ、府民の共同のとりくみにあると決意表明を行いました。

（機関紙「民主と人権」第78号 2010年11月15日号より）

9月29日（土）午後2時から“東 延さんを偲ぶ会”を開催します。